

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

管理 No.

O009

所管部署: 消防局 予防課

(危険物規制係 / 電話: 35-1192)

根拠区分	法律・条例一	
許認可等の名称	製造所等の仮使用の承認	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	消防法(昭和23年法律第186号)
	根拠規定条項	第11条第5項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	消防法(昭和23年法律第186号) 奈良市危険物規制規則(令和4年奈良市規則第35号)
	基準規定条項	消防法第11条第5項 / 危険物規制規則第5条
審査基準	<p>製造所等の一部を仮に使用する場合の承認基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 仮使用できる部分は、次に掲げる部分以外の部分であること</p> <p>(1) 工事を行う部分</p> <p>(2) 工事を行うのに必要な作業場、資材置場その他工事と関連ある部分</p> <p>(3) 工事により危険物の貯蔵又は取扱いに支障又は危険を生じる部分</p> <p>2 工事中の安全対策</p> <p>工事に際して、次の安全対策が講じられていること。ただし、火災予防上支障がないと認められる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 仮使用部分の上部で工事が行われる場合の落下物による事故防止上有効な養生措置</p> <p>(2) 安全工具等安全性を有する工事用の機械、工具の使用</p> <p>(3) 工事を行うタンク、配管又は機器内危険物、指定可燃物のうち可燃性固体類、可燃性液体類、可燃性の蒸気、可燃性のガス等の除去及び工事部分以外の部分と導通している配管、ダクト又は排水溝の閉塞板、仕切板等による遮断</p> <p>(4) 法令により必要とされる防油堤、防火塀、油分離装置、消火設備等の工事をする場合の有効な代替措置</p> <p>(5) 地盤面下に係る工事を行う場合の埋設配管等の位置の確認</p> <p>(6) 工事部分に隣接して製造所等がある場合の有効な養生措置及び当該施設の責任者に対する工事内容の連絡</p> <p>3 火気の手配の安全対策</p> <p>火気(裸火、溶接・溶接火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう。)を発生し、又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる安全対策が講じられていること。ただし、火災予</p>	

防上支障がないと認められる場合にあっては、この限りでない。

- (1) 火気を使用する部分と仮使用部分との間における火花の飛散又は可燃性ガスの流入を防止するための不燃材料、防災シート等による有効な遮へい。なお、溶接・溶断火花の飛散状況は、次の表を参考にすること

表 ガス切断による火花の飛散距離

作業の高さ (m)	飛散距離 (m)
約 8	3.5 ~ 9.0
約 12	3.5 ~ 9.5
約 15	4.5 ~ 12.0
約 20	4.0 ~ 15.0

- 1 樋川、渡辺、池田、星野、安全工学、vol.5(2)112(1966)による。
- 2 風速は、0~5m/s である。
- 3 火花は、切断時に発生するもの及びそれが地面などに落下し反射されて2次的に飛散するものをいう。

- (2) 火花が発生し、又は飛散するおそれのある部分に対する散水
- (3) 危険物、指定可燃物のうち可燃性固体類、可燃性液体類、可燃性の蒸気、可燃性のガス等が残存し、又は浸入するおそれのあるタンク、配管又は機器に対する不活性ガス、スチーム、水等によるパージ
- (4) ガス検知器等による可燃性の蒸気又は可燃性のガスの確認
- (5) ピット等可燃性の蒸気又は可燃性のガスが滞留しやすい場所における強制換気
- (6) 仮使用部分における危険物の取扱い作業の制限
- 4 工事期間及び作業工程
工事期間は合理的で、作業工程は火災予防上安全な順序であること
- 5 仮使用部分での危険物の取扱い
仮使用部分での危険物の貯蔵又は取扱いが、工事により支障とならないように措置されているとともに、次に掲げる危険物の取扱いについては、特に安全性が考慮されていること
- (1) 引火点が 40 度未満の危険物の開放容器での取り扱い
 - (2) 高温高圧下での危険物の取扱い
 - (3) 発熱又は異常反応の発生が予想される危険物の取扱い
 - (4) 第5類危険物の取扱い
- 6 消火設備及び警報設備
消火設備及び警報設備は、危険物の規制に関する政令の基準に適合しているほか工事の状況により工事部分又は仮使用部分に適切に設置されていること
- 7 危険物保安監督者又は危険物取扱者の立会い
工事に際し火気を取り扱う場合は、工事部分において危険物保安監督者又は危険物取扱者の立会いが行われること
- 8 保安全管理

		<p>工事の内容、期間、規模、その他の状況に応じて次に掲げる事項が定められていること</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 統括責任者、施工責任者、現場監督者等及びその任務分担 (2) 工事関係者と製造所等の運転関係者の間における工事の開始、終了の連絡、全工事及び毎日の工事の内容、作業手順、危険物の取扱い状況その他の事前協議 (3) 始業前及び終業後の点検、火気使用に伴う安全措置の点検並びに仮使用部分における危険物の火災、漏洩、流出等異常な事態の防止又は早期発見のための巡回 (4) 事故発生時の通報、連絡、消火、その他の応急措置 <p>9 その他</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮使用の承認を行っているものであっても、完成検査前に変更許可申請が提出された場合は、再度仮使用承認申請が必要であること。ただし、当初に提出された仮使用承認の条件と同一であると認められるものにあつては、この限りでない。 (2) 工事を伴わない製造所等の変更は、仮使用承認申請を要しないこと (3) 工事時期が2以上に分かれ、早期に工事を完了した部分を使用しようとする場合は、工事時期の異なる部分ごとに変更許可申請及び仮使用承認申請を行うとともに、当該部分の完成検査済証の交付を受けたのち使用すること (4) 次に掲げる事項を表示した平面図、立面図等を仮使用承認申請書に添付すること <ol style="list-style-type: none"> ア 建築物又は工作物の構造 イ 工事部分及び仮使用部分 ウ 火気を使用する工事部分 エ 養生堀 オ 消火設備及び警報設備 <p>その他関係通知等及び行政実例による。</p> <p>注 標準処理期間は、申請日の翌日から起算し、通常要する処分する日までの期間とする。ただし、次の期間については、標準処理期間に算入しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条各号に掲げる日 2 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数
標準処理期間 (経由機関の日数)	14日	
本票の作成日	令和 6年 5月 2日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 令和 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	